



佐賀県公報

平成19年
12月21日
(金曜日)
第 12997号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○青少年に有害な図書等の指定
○指定施業要件変更予定保安林

(六七九・こども課) 一
(六八〇・森林整備課) 二

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百七十九号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十九年十二月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-200	LADY'S COMIC TABOO タブー No.185 1月号	三和出版株式会社	19673-01	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	19-201	コミックDVD爆写 Vol.21 スーパーコミック1月号増刊	曙出版株式会社	15544-01 ①2008/1/21	
〃	19-202	実話大報 1月号	株式会社ジーオーティー	15191-01	
〃	19-203	Chuッ スペシャル DVD 1月号	株式会社ワニマガジン社	16151-1	
〃	19-204	ガチンコ No.53 1月号	若生出版株式会社	12811-01	
〃	19-205	人妻出会いのH話 増刊ヴァッカ! 1月号	メディア・クライス株式会社	07374-01 ①2008/1/28	
〃	19-206	三行広告 バカH Vol.20	マイウェイ出版株式会社	11404-1 ①08-1/29	
〃	19-207	ウォーA組 1月号	株式会社サン出版	01889-01	

◎佐賀県告示第六百八十号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市七山馬川字松坂五二八の一、五二八の三から五二八の六まで、五二九の一、五二九の二、五二九の四、五三〇、五三二、五三三の一、五三三の二、五四三の二、五四四、五四五の一、五四五の二、五四七から五四九まで、五五一の二、五九九、六〇七の一、字西深入二一〇七の一、二一〇七の一八から二一〇七の二二まで、字隣山二一八一の七、二一八一の九、二一八一の一五から二一八一の一八まで、二一八一の二二から二一八一の二五まで

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市七山荒川字細川一二一一の一から一二一一の三まで、一二一二

の一から一二一二の三まで、字平ラ七〇五の一、七〇六の一、七〇九、七一一、七一一五、七一一六の一、七一一六の二、七一一六の五、七一一六の八、七一一六の九、七一一七、七一一八、七二〇の一、七二〇の二、七二一の二、七三〇、七三四、七三五、七三六の一、七三六の二、七三七の一、七三八の一、七三八の二、七四〇の一、七四〇の三から七四〇の九まで、七四〇の一から七四〇の一六まで、七四一の一、七四一の三、七四一の四〇の一から七四〇の一六まで、七四二の一、七四二の二、七四二の五、字平野八四七の一、八四七の二、八四八の一、八五八の四、八六二、八六六、字若菖蒲九三六の四、九三九の一から九三九の七まで、七山仁部字船木一四四九の一、一四五一の一、七山白木字広敷三八の一、九一の二、九六、九八、七山滝川字向塩顔八八の七から八八の九まで、八八の一四、八八の二四

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。
唐津市七山荒川字細川一二一一の一から一二一一の三まで、一二一一の一から一二一二の三まで、七山滝川字向塩顔八八の七（次の図に示す部分に限る。）、八八の八、八八の九（次の図に示す部分に限る。）、八八の一四、八八の二四（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市七山荒川字細川一二一一の一から一二一一の三まで、一二一二

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷